

○國學院大學学則（抄）

第1章 総則

第1条 本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする。

第1条の2 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的と社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2条 本学に学部、大学院、専攻科及び別科を置く。

2 学部は文学部・経済学部・法学部・神道文化学部及び人間開発学部の5学部とする。

3 文学部に哲学科・史学科・日本文学科・中国文学科・外国語文化学科を置く。

4 経済学部を経済学科・経営学科を置く。

5 法学部に法律学科を置く。

6 神道文化学部は神道文化学科（昼間主コース・夜間主コース）を置く。

7 人間開発学部は初等教育学科・健康体育学科・子ども支援学科を置く。

8 大学院に関する学則は別に定める。

9 専攻科については、この学則に定めるもののほか別に定める専攻科規程による。

10 別科については、この学則に定めるもののほか別に定める別科規程による。

第2条の2 本学に國學院大學研究開発推進機構を置く。

2 前項の機構に関する規程は別に定める。

第2条の3 本学に教育開発推進機構を置く。

2 前項の機構に関する規程は別に定める。

第2条の4 文学部は、日本文化の研究を深化させるとともに、異文化との比較・相対化を通して、日本文化を世界へ創造的に発信することのできる人材を育成することを目的とする。

(1) 哲学科は、哲学・倫理学及び美学・芸術学についての多様な知識の修得を通して、理論的かつ実践的な思考能力を養い、社会に資する創造的人材を育成することを目的とする。

(2) 史学科は、日本史、西洋史、東洋史、考古学及び歴史地理の実証的な学習と研究を通して、客観的かつ批判的分析能力を養い、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(3) 日本文学科は、古代から現代にいたる日本の、文学、言語、伝承などを通して、我が国の伝統文化や精神を体系的に学習することにより、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し、広く社会に資することのできる人材を育成することを目的とする。

(4) 中国文学科は、中国文学を中心に、関連する諸領域の学習を通して、専門的教養に支えられた根源的視点と創造的思考力を養い、広く国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(5) 外国語文化学科は、高い外国語能力を習得し、外国文化を学際的・総合的に学ぶことによって、高度なコミュニケーション能力と問題を論理的に分析解決する能力とを備え、国際社会において主体的に活躍できる人材を育成することを目的とする。

2 経済学部は、多元化シグロバリゼーションの進展する社会の中であって、経済学の基礎力と日本経済

に関する知見を兼ね備え、未来への実践的で創造的な対応力を身につけた、社会に貢献できる専門的教養人を育成することを目的とする。

(1) 経済学科は、経済学の基本的な分析ツールと幅広い歴史的パースペクティブに依拠し、身近な地域から世界に至る経済・社会・政治の動向を踏まえつつ、日本経済の一層の発展と人類の福祉の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(2) 経営学科は、経営学と会計学の専門基礎力を備えるよう実践力、創造力、分析力を鍛錬し、企業をはじめとするさまざまな組織の中で、課題の発見と解決にリーダーシップを発揮できる人材を育成することを目的とする。

3 法学部は、幅広い教養と学識を身につけるとともに、法学及び政治学に関する専門的知識を修得することを通して、価値観が多様化する現代社会において主体的に行動し、かつ平和で民主的な国家及び社会の形成に積極的に参画できる人材を育成することを目的とする。

4 神道文化学部は、神道を中心とする日本の伝統文化の理解及び修習並びに内外の諸宗教及び関連する宗教文化の分析と比較を通して、国際化され情報化された現代社会の発展に寄与し社会の健全な形成に貢献する人材を育成することを目的とする。

5 人間開発学部は、人間発達に関する諸領域の専門的知識の教授及び体系的な実践的指導を通して、広い視野と深い洞察力を備え、多様な分野において、人間の持つ資質・能力を開発することのできる創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

(1) 初等教育学科は、子どもの育成指導に関する専門的知識を教授し、体系的な実践指導を行うことを通じて、子どもの資質・能力を開発し、人間力を備えた人材を育むことのできる指導者を育成することを目的とする。

(2) 健康体育学科は、健康教育並びにスポーツにかかる伝統、文化及び技能に関する専門的知識を教授し、体系的な実践指導を行うことを通じて、人々の資質・能力を開発し、豊かで充実した社会生活の創造に貢献できる指導者を育成することを目的とする。

(3) 子ども支援学科は、子ども・子育て支援に関する専門的知識を教授し、保育現場や地域社会と連携した実践的指導を行うことを通じて、子どもの資質・能力を開発し、豊かな生活環境の創造に資することのできる指導者を育成することを目的とする。

第2章～第4章 (省略)

第5章 履修の方法

第31条 各学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は、8年を超えることができない。

第32条～第45条 <省略>

第46条 学生は履修しようとする授業科目を、毎年度所定の期間内に届け出なければならない。

第47条・第48条 <省略>

第49条 各授業科目について出席を要する日数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の試験を受ける資格を有しない。

第50条～第52条の2 <省略>

第53条 この学則に定めるもののほか履修の方法については、履修要綱の定めるところによる。

第6章 開設授業科目（省略）

注：第5章第32条以下及び第6章については履修要綱、Webシラバスを参照されたい

第7章 学年・学期・休日

第58条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第59条 学年を前期及び後期に分ける。

前期 自4月1日 至9月30日

後期 自10月1日 至翌年3月31日

第60条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律で休日とする日

(2) 大学創立記念日（11月4日）

(3) 神殿鎮座記念祭（5月1日）

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

注：「学年暦」参照

2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を設けることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

第8章 入学・転学・休学・退学

第61条～第63条（省略）

第64条 考查の上、学年の始に編入・転部・転科を許可することができる。ただし、修得単位の認定等の取扱については、教授会の定めるところによる。

2 編入できるものは、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所、国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 従前の法令の規定により大学予科、高等学校高等科、教員養成諸学校等の課程を修了又は卒業した者。

なお、その取扱については、学校教育法施行規則の定めるところによるものとする。

第65条 転部・転科希望者は、所定の手続を採らなければならない。

第66条 入学又は編入・転部・転科の許可を得た者は、保証人を立て次の書類を提出し、所定の学費を納めなければならない。

誓約書・履歴書・卒業（修了）証明書、編入の場合には別に単位成績証明書

第67条 誓約書には、保証人（父母又は近親者）の連署を要する。

第68条 保証人は、その学生に関する一切の責任を負わなければならない。

第69条 保証人が姓名を改めたとき、又は転居をしたときは直ちにその旨を届け出なければならない。

2 死亡その他の事由により保証人に変更があったときは、改めて誓約書を差し出さなければならない。

第70条 病気のため欠席が1週間以上にわたる場合には、医師の診断書を添え、保証人連署をもってその旨

を届け出なければならない。

第71条 病気その他のやむを得ない事由により、引続き3カ月以上欠席しようとする者は、保証人連署の上
願い出て、休学することができる。病気による休学願には医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の事由が消滅したときには、直ちに復学願を提出しなければならない。

3 休学期間は、前期、後期又は学年度とする。やむを得ない場合は、この期間を延長することができる。

4 復学の時期は、学期の始めとする。

5 休学期間は、合算して3年を超えることはできない。

6 休学期間は、在学期間に算入しない。

第72条 病気その他のやむを得ない事由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願を提出し
なければならない。

第73条 前条の規定により退学した者が、保証人連署をもって再入学を願い出た場合には、考査の上、退学
時の学部学科にこれを許可することができる。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第74条 校医が健康上、修学に不相当と認めた者には休学を命ずることがある。

第9章 学費

第75条 本学の学費は別表のとおりとする。

第76条 本学に入学を志願する者は、所定の入学考査料を納めなければならない。

第77条 入学を許可された者、転部・転科を許可された者は、所定の入学金又は転部・転科料を納めなけれ
ばならない。

第78条 学費は所定の期間中にこれを納めなければならない。

第79条 既納の学費、考査料、転部・転科料等は返戻しない。

2 学費は休学する場合においても納めなければならない。ただし、別に定めるところにより減免するこ
とができる。

第80条 在学中に授業料その他について変更のあった場合には、新たに定められた金額を納入しなければな
らない。

第10章 委託生・科目等履修生・外国人留学生・交換留学生

第81条 公共団体及びその他の機関から、本学の特定の授業科目について研究を委託された者に対しては、
選考の上委託生として研究を許可することができる。

第82条 本学の授業科目中、特定の授業科目の履修を希望する者に対しては、選考の上科目等履修生として
履修を許可することができる。

第83条 科目等履修生となることができる者は、第29条の各号に規定する者とする。

第84条 科目等履修生の学費は別表のとおりとする。

第85条 科目等履修生はその履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を授与する。

第86条 削除

第87条 外国人で大学において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者に対しては、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に対しては、第6章に掲げるもののほか日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第87条の2 本学と協定を締結した外国の大学から推薦され、本学の開講する科目について履修を希望する者に対しては、所定の手続きを経て、交換留学生として入学を許可することができる。

第88条 委託生・科目等履修生・外国人留学生・交換留学生に関しては、本章に規定するもののほか、別に定める。

2 前項に規定する以外の事項については、本学則を準用する。

第11章 研究施設

第89条 本学に研究施設として図書館を置く。

第90条 本学各学部に学部資料室を置く。

2 学部資料室に関する規程は、別に定める。

第12章 その他の施設

第91条 本学に次の施設を置く。

- (1) 自習室
- (2) 学生寮
- (3) 保健室
- (4) その他

第13章 賞罰及び除籍

第92条 人物学業優秀な者、又は範とすべき行為をなした者は表彰する。

第93条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては懲戒を行う。

- (1) 本学の秩序を紊し、名誉を毀損した者
- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (3) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- (4) 正当の理由がなくて出席常でない者

第94条 懲戒は譴責・謹慎・停学・退学の四とする。

第95条 次の各号のいずれかに該当する者には退学を勧告し、これに応じない者は除籍することができる。

- (1) 休学期間を除き在学8年を超える者。ただし、編入した者については別に定める。
- (2) 休学期間が3年を超える者
- (3) 履修の手続きを所定期間中に行わなかった者で修学の意思がないと認められた者
- (4) 各年次終了時において、特別の事情なくして所定の成績を修めることができず、成業の見込みがないと認められた者
- (5) 学費及びその他の納付金を所定の期間中に納入しない者

2 前項第2号から第5号までの規定により除籍となった者の再入学については、第73条の規定を準用す

る。

第96条 他の大学に在学する者は除籍することができる。

第14章 奨学金

第97条 本学に奨学制度を設ける。

2 前項の制度の運営については別に定める。

第15章 公開講座（省略）

第16章 課外活動

第99条 課外活動に関する規程は、別に定める。

第17章 改正（省略）

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。